

(仮称) 浜島プロジェクト建設事業に係る簡易的環境影響評価書に対する 三重県環境影響評価委員会の三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 工事の実施時や供用開始後において、関係車両や利用者の増加等に伴う事業計画地周辺の生活環境への影響が懸念されることから、地域住民とのコミュニケーションを十分図り、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。また、事業の実施にあたっては、地域の防災拠点や環境啓発の場として活用する等、多角的な視点から地域貢献に繋がる取組についても検討すること。
- 2 措置報告書の作成までに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、新たな土地の造成等の計画の変更が生じた場合は、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて環境保全措置を検討すること。
- 3 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。

(個別的事項)

1 水質、水生生物

放流水質の継続したモニタリングを実施し、関係者への情報共有に努めるとともに、影響が生じた場合には、適切な措置を講ずること。また、水生生物の良好な生息環境を創出するため、施設供用中における排水の放流水質について関係者と協議し、栄養塩類の能動的な運転管理を実施すること。

2 陸生動物、陸生植物、生態系

- (1) 事業の実施にあたっては、準対象事業実施区域及びその周辺において、改変予定区域を中心に動植物の事前調査を実施し、重要種が確認された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。
- (2) 事業の実施にあたっては、生態系への影響ができる限り回避、低減されるよう、土地の改変や樹木の伐採の範囲を必要最小限に留めるとともに、樹林帯や水辺の周囲に植栽をすることにより、動植物の生息・生育環境の連続性を確保し、地域の生態系に配慮した計画とするよう検討すること。
- (3) 事業の実施に伴う照明等の設置により、事業実施区域及びその周辺における生態系への影響が考えられることから、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響を回避または低減すること。

3 景観

準対象事業実施区域及びその周辺は伊勢志摩国立公園に指定されており、景観への配慮が必要な地域である。このことから、事業の実施にあたっては、関係行政機関の意見も聴取したうえで、工作物の色彩、明度等について、自然景観と調和した景観を構成するよう検討すること。